

室蘭市重度障害者等日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支法」という。）第77条第1項第6号の規定に基づく地域生活支援事業のうち、障害者等に対して日常生活上の便宜を図るための用具（以下「用具」という。）を給付する事業の実施のために必要な事項を定め、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(給付の対象者、用具の種目及び基準額)

第2条 この要綱の対象者は室蘭市に居住する者又は室蘭市が援護の実施者となっている者（障害者総合支援法第19条第3項が対象とする者）で、用具の給付を行うことにより日常生活を営む上での便宜が向上すると認められる者又は在宅生活が可能となる者のうち、別表1の「対象者」欄にそれぞれ掲げるとおりとする。

2 別表1に定める用具のうち、T字杖・棒状の杖、頭部保護帽、保護ブーツ、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字器、人工喉頭、蓄尿袋、蓄便袋、収尿器については室蘭市が障害者総合支援法第19条に基づき支給決定をしている施設等入所者及び病院に入院している者ならびに介護保険法（平成9年法律第123号）第40条に基づき室蘭市が給付を行っている施設等入所者（以下「施設等入所者」という。）についても給付の対象とする。

3 給付を受けようとする障害者本人又は住民基本台帳上の同一世帯員（障害者等本人が18歳以上の場合は、本人及び同一世帯員である配偶者に限る）のうち、最多納税者の市町村民税所得割の額（地方税法附則第5条の4に基づく住宅借入金等特別税額控除及び地方税法第314条の7に基づく寄付金税額控除前の所得割額をいう。）が46万円以上の場合、別表1の給付要件を満たす場合であっても、この事業による給付を受けることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、障害者総合支援法における居住地特例の適用を受け他市町村より援護を受けている者については対象者とししない。

5 給付の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、給付基準額については、同表の「限度額」にそれぞれ掲げるとおりとする。

6 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、前回の給付の日より別表の「耐用年数」欄に掲げる期間を経過していない者は、給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、災害等本人の責任に拠らない事情により亡失・毀損した場合や、障害状況の変化、身体状況の変化により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

7 別表の「耐用年数」欄に掲げる期間を経過した後においても、修理不能の場合若しく

は再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害者等の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することができるものとする。

(給付の制限)

第3条 介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象者としなない。

2 施設等入所者であって、施設等で設備すべき備品及び施設等で具備している用具については、給付対象外とする。

3 その他、国、道の制度等において用具に相当する物品の給付を受けられる場合は、原則給付対象外とする。

(用具の給付の申請等)

第4条 用具の給付を申請する者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）に用具の見積書（様式自由 室蘭市と本事業に関して委託契約を締結している事業者（以下、「事業者」）が発行したものに限り）を添えて、市長に提出するものとし、この場合の申請者は、給付の対象者又はその者を扶養している者とする。

2 次の各号に掲げる用具の給付を受けようとする者又は、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器

医師が作成する日常生活用具給付意見書（様式第8号）（ただし、呼吸器機能障害3級以上に該当しない呼吸器機能障害3級以上と同程度の障害者が申請する場合に限る。）

2) ストーマ装具（蓄尿袋・蓄便袋）

医師が作成する日常生活用具給付意見書（様式第8号）（ただし、消化器、尿路に障害を持つ身体障害者で、身体障害者手帳によりストーマの造設を確認できないが、現に造設している者が申請する場合に限る）

(3) 紙おむつ等

医師が作成する紙おむつ等給付意見書（様式第10号）（ただし、初回の申請の場合及び18歳になって初めての申請に限る。）

(4) 居宅生活動作補助用具

・改修前の箇所を示す写真

・住宅改修承諾依頼書（様式10号）（ただし、賃借している住宅を改修する場合に限る）

3 用具の給付を受けようとする難病患者等は、難病患者等日常生活用具給付意見書（様式第11号）を添付するものとする。

- 4 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、必要な調査等を行い、重度障害者等日常生活用具給付調査書（様式第2号）を作成し、対象者の世帯の状況、住居の状況等を考慮し、給付の可否を決定するものとする。

（給付の決定）

- 第5条** 市長は、申請書及び調査内容等をもとに審査し、給付可否の決定を行うものとする。
- 2 審査の結果、給付の可否については、決定通知書（様式第3号）又は却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、用具の給付を実施することと決定したときは、前項の通知書のほか、日常生活用具給付券（様式第5号）を申請者に交付し、日常生活用具給付委託決定通知書（様式第6号）を、業者に交付するものとする。

（用具の給付）

- 第6条** 市長は、用具の給付を行う場合には、業者に委託して行うものとする。
- 2 用具の給付の決定を受けた者は、業者に日常生活用具給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（費用の負担）

- 第7条** 用具の給付を受けた者（18歳未満の者にあつてはその保護者）は、別表2の区分により、用具の給付に要する費用の1割を原則として負担するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、用具の給付に要する費用の1割が別表2に定める月額上限負担額を超える場合は、当該月額上限負担額を負担するものとする。
 - 3 利用者は、必要な用具の給付を受ける都度、前2項の規定による負担額を直接業者に支払うものとする。

（市から業者への支払い）

- 第8条** 事業者は、給付決定者に用具を納品したときは、日常生活用具給付券を添え、本市の負担する額を市長にすみやかに請求するものとする。なお、業者は納品前に給付決定者より給付券を受け取り、本市に請求を行ってはならない。
- 2 業者は、居宅生活動作補助用具の給付における請求にあたっては、請求書に改修後の箇所を示す写真を添付することとする。
 - 3 市長は、業者から用具の給付に係る費用について請求があったときは、当該用具の給付に要した費用から前条の規定により納入義務者が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。この場合において、用具の給付に要した費用は、別表の「限度額」欄に

定める額の範囲内とする。

- 4 市長は、上記請求に基づき日常生活用具給付券に定める範囲内においてその都度支払うものとする。

(用具の管理)

第9条 用具の給付を受けた者又はその者を扶養するものは、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 用具の給付を受けた者は、当該用具を良好に、かつ、最善の注意義務をもって管理・使用し、維持又は修理に要する経費を負担しなければならない。

(給付等台帳)

第10条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付決定台帳(様式第7号)を整備するものとする。

(費用等の返還)

第11条 市長は、障害者等又はその者を扶養するものが、虚偽その他不正な手段により、用具の給付を受けたとき、又は第8条第1項の規定に反したときは、それらの要した費用の全部若しくは一部又は用具を返還させることができる。

(調査又は報告)

第12条 市長は、本事業の執行の適正を期するため必要があるときは、給付決定者又は給付を行った事業者に対して、給付の状況を調査又は報告を徴することができる

- 2 市長は、この要綱の実施について必要があると認めるときは、給付決定者又は給付を行った事業者に対して、報告及び関係書類の提出又は提示を求め、又は職員をもって関係者に質問させ、その他必要な調査を行うことができる

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

	種 目	介護	性 能	限度額 円	耐用年数	対 象 者
1 介護・訓練支援用具（告示第2号イ）	特殊寝台	○	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8年	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は難病患者等のうち寝たきりの状態にある者
	特殊マット	○	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	19,600	5年	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害者(常時介護を要するものに限る。)、下肢若しくは体幹機能障害2級以上の障害児、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度であるもの(それぞれ原則として3歳以上のものに限る。)又は難病患者等のうち寝たきりの状態にある者
	特殊尿器	○	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用できるもの	67,000	5年	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害者・児(常時介護を要するもの及び原則として学齢以上のものに限る。)又は難病患者等のうち自力で排尿できない者
	入浴担架		対象者を担架に乗せたまま、リフト装置により入浴させるもので、対象者又は介護者が容易に使用できるもの	82,400	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者・児(入浴に当たって家族等他人の介助を要するもの及び原則として3歳以上のものに限る。)
	体位変換器	○	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000	5年	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者・児(下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの及び原則として学齢以上のものに限る。)又は難病患者等のうち寝たきりの状態にある者
	移動用リフト	○	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4年	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者・児(原則として3歳以上のものに限る。)又は難病患者のうち下肢又は体幹機能に障害のある者
	訓練いす(障害児用)		原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100	5年	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児(原則として3歳以上のものに限る。)
	訓練用ベッド		腕又は脚の訓練のできる器具を備えたもの	159,200	8年	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者又は難病患者等のうち下肢又は体幹機能に障害のある者(原則として学齢以上のものに限る。)
2 自立生活支援用具（告示第2号ロ）	入浴補助用具	○	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等の下肢・体幹機能の動作を補助でき、対象者または介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000	8年	下肢若しくは体幹機能障害があって、入浴に介助を必要とする身体障害者・児(原則として3歳以上のものに限る。)又は難病患者等のうち入浴に介助を要する者
	便器	○	対象者が容易に使用できるもの。(手すりを付けることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450 (手すりを付ける場合は、5,400円加算できる。)	8年	下肢若しくは体幹機能障害2級以上の身体障害者・児(原則として学齢以上のものに限る。)又は難病患者等のうち常時介護を要する者
	頭部保護帽		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160	3年	平衡機能、下肢若しくは体幹機能障害のある身体障害者・児又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度であるもの若しくは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者で、てんかんの発作等により頻りに転倒するもの
	T字杖・棒状の杖		主体が十分な強度を有する木材で外装がニス塗装のもの	2,200	3年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある身体障害者・児 (注)必要に応じて限度額の1/2までの付属品の加算を認める。
		主体が軽金属で外装が塗装ないもの	3,000			

種 目		介護	性 能	限度額 円	耐用年数	対 象 者	
2 自立生活支援用具（告示第2号ロ）	移動・移乗支援用具		○ おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア、対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	60,000	8年	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする身体障害者・児（原則として3歳以上のものに限る。）又は難病患者等のうち下肢機能に障害のある者	
	保護ブーツ	A冬季用	室内や外出時の移動の際、外の衝撃から足を保護するためのクッション性のある芯を取る付けたもの（冬季時に使用するものは、保温材を使用したもの）	30,000	3年 （足のサイズが変わった場合を除く）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能などで歩行に困難をきたしている障害を有し、家庭内や外出時の移動等において介助を必要とする身体障害者・児（原則として3歳以上のものに限る。）	
		B冬期以外		20,000			
	特殊便器			足踏みペダルで温水温風が出るもので、対象者を介護している者が容易に使用できるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8年	上肢障害2級以上の身体障害者・児、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの（それぞれ原則として学齢以上のものに限る。）又は難病患者等のうち上肢機能に障害のある者
	火災報知器			室内の火災を煙又は熱により感知し、音、光等を発し、原則として屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500	8年	障害等級2級以上の身体障害者・児又は児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度であるもの若しくは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。） （注）1世帯につき、2台を限度とする。
	自動消火器			室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火できるもの	28,700	8年	障害等級2級以上の身体障害者・児、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度であるもの、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者又は難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。） （注）1世帯につき、2台を限度とする。
	電磁調理器			対象者が容易に使用できるもの 本用具を使用するに当たり必要となる鍋等の付属を認める	29,000	6年	視覚障害2級以上の身体障害者又は知的障害者更生相談所において知的障害者として判定された障害の程度が重度であるもの若しくは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者（これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。）
	聴覚障害者用屋内信号装置			音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10年	聴覚障害2級の身体障害者（これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。）

種 目	介護	性 能	限度額 円	耐用年数	対 象 者	
3 在宅療養等支援用具（告示第2号ハ）	透析液加温器		透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う身体障害者・児（原則として3歳以上のものに限る。）
	ネブライザー（吸入器）		対象者が容易に使用できるもの	36,000	5年	呼吸器機能障害3級以上若しくは他の部位の障害要因により同程度と判断された身体障害者・児であって必要と認められるもの（原則として学齢以上のものに限る。）又は難病患者等のうち呼吸器機能に障害のある者 ※吸入・吸引両用器の限度額はそれぞれの基準額を合算したものとす。
	電気式たん吸引機		対象者が容易に使用できるもの	56,400	5年	
	酸素ボンベ運搬車		対象者が容易に使用できるもの	17,000	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	盲人用体温計（音声式）		対象者が容易に使用できるもの	9,000	5年	視覚障害2級以上の身体障害者・児であって原則として学齢以上のもの（これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。） （注）1世帯につき、1台を限度とする。
	盲人用体重計		対象者が容易に使用できるもの	18,000	5年	視覚障害2級以上の身体障害者（これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。） （注）1世帯につき、1台を限度とする。
	盲人血圧計		対象者が容易に使用できるもの	15,000	5年	視覚障害2級以上の身体障害者（これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る。） （注）1世帯につき、1台を限度とする。
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）		呼吸状態に継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	157,500	5年	難病患者等のうち人工呼吸器の装着が必要な者
4 情報・意思疎通支援用具（告示第2号ニ）	携帯用会話補助装置		携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの	98,800	5年	音声機能若しくは言語機能障害者・児又は肢体不自由者・児であって、発声・発語に著しい障害を有するもの（原則として学齢以上のものに限る。）
	情報・通信支援用具		障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト	100,000	10年	視覚障害又は上肢障害2級以上の身体障害者
	点字ディスプレイ		文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められるものに限る。）
	点字器携帯用	A	32マス18行、両面書真鍮板製	10,400	7年	視覚障害者・児（原則として本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれるものに限る。）
		B	32マス18行、両面プラスチック製	6,600		
	点字器標準型	A	32マス4行、片面書アルミニウム製	7,200	5年	
B		32マス12行、片面書プラスチック製	1,650			
点字タイプライター		対象者が容易に使用できるもの	63,100	5年		

種 目		介護	性 能	限度額 円	耐用年数	対 象 者	
4 情報・ 意思疎通 支援用具 (告示第2号ニ)	視覚 障害者用 ポータブル レコーダー	A録音 再生機	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音及び再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用できるもの	85,000	6年	視覚障害2級以上の身体障害者・児(原則として学齢以上のものに限る。)	
		B再生 専用機	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用できるもの	35,000			
	視覚障害者用 活字文書読上げ装置			文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用できるもの	99,800	6年	視覚障害2級以上の身体障害者・児(原則として学齢以上のものに限る。)
	視覚障害者用 拡大読書器			画像入力装置を、読みたい印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された文字等の画像をモニターに映し出せるもの	198,000	8年	視覚障害者・児であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの(原則として学齢以上のものに限る。)
	盲人用 時計	A触読時計		対象者が容易に使用できるもの	10,300	10年	視覚障害2級以上の身体障害者(音声時計にあっては、原則として手指の触覚に障害がある等のため、触読時計の使用が困難なものに限る。)
		B音声時計			13,300		
	視覚障害者用地上デジタル放送対応ラジオ			テレビ音声の受信が可能なもの	29,000	6年	視覚障害2級以上の身体障害者(原則として学齢以上のものに限る。)
	聴覚障害者用 通信装置			一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの	50,000	5年	電話(難聴用電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚又は音声・言語機能障害3級以上の身体障害者であって、緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの(これらの者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活に必要と認められる場合に限る。)
	聴覚障害者用 情報受信装置			字幕及び手話通訳付きの聴覚対象者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用できるもの	88,900	6年	聴覚障害者・児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの
	人工喉頭	A笛式		呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,000	4年	喉頭摘出者
B電動式			顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	71,100	5年		

種 目		介護	性 能	限度額 円	耐用年数	対 象 者	
5 排泄管理支援用具（告示第2号ホ）	蓄尿袋		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付きとする。 皮膚保護材等の衛生用品を含む	11,300	—	尿路に障害を持つ身体障害者であって、ストマ造設術を行っているもの (注) 限度額は、1ヶ月分の給付に係る限度額とする。 6ヶ月分までの給付の申請を、1度に行うことができる。	
	蓄便袋		低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収入袋とする 皮膚保護剤等の衛生用品を含む	8,600	—	消化器に障害を持つ身体障害者であって、ストマ造設術を行っているもの (注) 限度額は、1ヶ月分の給付に係る限度額とする。 6ヶ月分までの給付の申請を、1度に行うことができる。	
	紙おむつ等		紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品とする。	12,000	—	次の各号のいずれかに該当する者 ①ストマの著しい変形もしくは治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんのためストマ用装具を装着することができない者 ②二分脊椎等先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいによる高度の排尿または排便機能障がいのある者 ③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者 ④脳原性運動機能障がいにより排尿もしくは排便の意思表示が困難な者で、以下の点を全て満たしている者 A 身体障がいの原因が次の疾病等によるもの。 脳性麻痺、低酸素性脳障がい、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸 B Aの疾病等の発生時期が6歳未満であったもの。 C 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿もしくは排便の意思表示ができないもの。 a 自力でトイレに行けない b 自力で便座（排便補助具の使用を含む。）に座ることができない c 介助による定時排泄ができない (注) 限度額は、1ヶ月分の給付に係る限度額とする。 6ヶ月分までの給付の申請を、1度に行うことができる。	
	収尿器 (男性用)	A普通型	○	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるものとする。	7,700	1年	高度の排尿機能障害者
		B簡易型			5,700		
	収尿器 (女性用)	A普通型	○	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付きとする。	8,500	1年	高度の排尿機能障害者
		B簡易型			5,900		
住宅改修費	居室生活動作補助用具	○	対象者の移動を円滑にする為、次に掲げる用具の購入及び改修工事を対象とする。 (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への取替え (6) その他の住宅改修に付帯して必要となる住宅の改修給付は原則1回とする。	200,000	—	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳変病による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢以上の障害者及び障害児であって障害等級3級以上の者（特殊便器への取替えについては、上肢障害等級2級以上の者）又は難病患者等のうち下肢又は体幹機能に障害のある者	
備考	1. 対象者欄中「これに準ずる世帯」とは、同居する健常者の稼働状況又は健康状態等の特別な事情により不在とみなされ、概ね対象者たる障害者又は難病患者等のみで生活していると認められる世帯をいう。 2. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害については、表中の上肢・下肢又は体幹に準じて取り扱うものとする。 3. 給付は1種目につき原則1個とする。ただし、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、聴覚障がい者用屋内信号装置、情報・通信支援用具については、必要性を勘案したうえで、1回の申請につき限度額内で複数個給付することができる。 4. 1種目内に複数形式あるものについて、希望するものいずれか一方を選択のうえ申請できる。（ただし、耐用年数内に希望するものをもう一方に変更し再給付の申請をすることはできない。）						

別表2

世帯階層	世帯の課税状況等	利用者負担額基準	負担上限月額
生活保護世帯	生活保護世帯等	0円	
低所得階層	市民税非課税世帯		
一般世帯	市民税課税世帯	1割負担	37,200円

【備考】

- 1 この表において「市民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市長村民税(同法の規定による特別区民税を含む)をいう。
- 2 この表において「世帯」とは住民基本台帳上の世帯をいう。ただし、給付を受けようとする障がい者本人が18歳以上の場合は、本人及び住民基本台帳上の同一世帯員である配偶者に限るものとする。
- 3 4月から6月までの月分の負担上限額に係る世帯階層の認定を行うときは、前年度分の市民税を確認するものとする。
- 4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合を含む。
- 5 最多納税者の市民税所得割税額が46万円未満のもの。